

## ○南河内環境事業組合財務規則（抜粋）

平成16年12月20日  
規則第6号

改正 平成17年 3月30日規則第3号 平成19年 3月 1日規則第5号  
平成22年 3月29日規則第1号 平成23年 8月16日規則第3号

南河内清掃施設組合財務規則（昭和51年規則第3号）の全部を次のように改正する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、法令に定めるもののほか、組合の財務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)をいう。
- (3) 施行規則 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)をいう。

（略）

### 第8章 契約

#### 第1節 競争の手続

（入札の公告）

**第70条** 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、当該入札の期日前少なくとも7日までに組合関係市町村広報、新聞、掲示その他の方法により公告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由あるときは、その期間を2日までに短縮することができる。

2 前項の公告には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 一般競争入札に付する事項
- (4) 入札の効力に関する事項
- (5) 契約条項を示す場所及び期間
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 提出させるべき書類
- (10) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったときに本契約が成立する旨
- (11) その他入札について必要な事項

（資格の確認）

**第71条** 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加の申出をした者について、入札参加に必要な資格を確認しなければならない。

2 契約担当者は、前項の確認の結果を入札に参加の申出をした者に通知しなければならない。

(入札保証金の額)

**第72条** 施行令第167条の7第1項の規定により納付させる入札保証金の額は、その者の入札予定額の10分の5に相当する額以上とする。

(入札保証金の納付)

**第73条** 契約担当者は、前項の入札保証金を現金又は第95条第1項各号に掲げる有価証券で納めさせなければならない。

2 契約担当者は、入札保証金納付書(第20号A様式)により一般競争入札に参加しようとする者をして、会計管理者に入札保証金を納めさせるものとする。

3 会計管理者は、前項の規定により入札保証金を納付した者に入札保証金納付済書(第20号B様式)を交付しなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

**第74条** 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとするものが保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で過去2ヵ年の間に組合若しくは国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(入札の手続)

**第75条** 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に参加しようとする者をして、第73条第3項の規定により交付を受けた入札保証金納付済書を呈示させ、納付の確認をしなければならない。

2 契約担当者は、入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する書面を提出させなければならない。

(予定価格の設定)

**第76条** 契約担当者は、一般競争入札の開札を行うときは、予定価格を記載した書面を封書にし、開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格を事前に公表する場合にあっては、この限りでない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

**第77条** 契約担当者は、施行令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を付して管理者の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けた場合に準用する。

(落札者の通知)

**第78条** 契約担当者は、一般競争入札の落札者が決定したときは、ただちにその旨を入札に参加した者に通知しなければならない。

(入札保証金の還付)

**第79条** 契約担当者は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちにおいて、入札保証金を還付しなければならない。この場合においては、第73条第3項の入札保証金納付済書を提出させ、これに当該入札保証金を還付すべき旨を記載して返還し、これに基づき会計管理者から入札保証金の還付を受けさせるものとする。

(指名競争入札の入札者の指定)

**第80条** 契約担当者は、施行令第167条の規定により指名競争入札を行おうとするときは、当該入札に参加させようとする者をなるべく3人以上指定しなければならない。

2 契約担当者は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し第70条第2項第2号から第10号までに掲げる事項を通知しなければならない。この場合において同項第3号中、「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」と読み替えるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

**第81条** 第72条から第79条までの規定は、指名競争入札を行おうとする場合に準用する。

(随意契約)

**第82条** 契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴しなければならない。

(随意契約の限度額)

**第82条の2** 施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

|                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 1,300,000円 |
| (2) 財産の買入れ         | 800,000円   |
| (3) 物件の借入れ         | 400,000円   |
| (4) 財産の売払い         | 300,000円   |
| (5) 物件の貸付け         | 300,000円   |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 500,000円   |

(せり売り)

**第83条** 第70条から第75条まで、第78条及び第79条の規定は、施行令第167条の3の規定により、せり売りを行おうとする場合に準用する。

#### 第2節 契約の締結

(契約書の作成及び保管)

**第84条** 契約担当者は契約を締結するときは、契約の目的、契約代金の額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を2通作成し、契約担当者及び契約の相手方が各1通を保管するようにしなければならない。

(契約書の作成の省略)

**第85条** 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産に関する契約については、この限りでない。

- (1) 施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の方法による契約で、契約代金の額300,000円をこえないものをするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金の額)

**第86条** 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約代金の額の100分の10に相当する額以上とする。

(入札保証金に関する規定の準用)

**第 8 7 条** 第 7 3 条及び第 7 9 条の規定は、契約保証金の納付及び契約保証金の還付に準用する。この場合において第 7 3 条第 2 項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、第 7 9 条中「落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのち」とあるのは「契約の履行の確認をしたのち」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

**第 8 8 条** 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 ヶ年の間に組合若しくは国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(議会の議決を要する契約)

**第 8 9 条** 管理者は、議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに、本契約が成立する旨の文書を付した仮契約書により、仮契約を締結することができる。

2 仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

### 第 3 節 契約の履行

(監督)

**第 9 0 条** 法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定により監督に当たる職員(以下「監督職員」という。)は、工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行うものとする。

(監督職員の報告)

**第 9 1 条** 監督職員は、契約担当者と緊密に連絡をとるとともに、契約担当者の要求に基づき、又は随時に監督の実施状況について報告をしなければならない。

(検査)

**第 9 2 条** 法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定により検査に当たる職員(以下「検査職員」という。)は、完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書に基づき、必要に応じ、当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、検査の結果を記載した書面を作成し、契約の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、とるべき措置について意見を付さなければならない。
- 3 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事若しくは製造の既存部分又は物件の既納部分の確認を行う検査に、これを準用する。
- 4 検査員の職務は、特別の場合を除き、監督職員と兼ねることができない。

(監督又は検査の委託)

**第93条** 管理者は施行令第167条の15第4項の規定により特に専門的な知識又は技能を必要とするとき等、組合の職員によって監督を行うことが困難であると認める場合においては、前項の監督を職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる。この場合前3条の規定は、施行令第167条の15第4項の規定により委託を受けた者が監督又は検査を行う場合に準用する。

(部分払の限度)

**第94条** 契約担当者は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入契約について、当該契約の既済部分又は既納部分に対する代価が契約代金の10分の3をこえた場合においてのみその全部の完済前又は完納前に代価の一部を支払う旨の特約をすることができる。

2 前項の特約において定める部分払の額は、工事又は製造その他の請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。

## 第9章 現金及び有価証券

(保証金に代わる担保)

**第95条** 保証金の納付に代えて納付することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる担保の価値は、額面金額とし、第4号及び第5号に掲げる担保の価値は、保証金額とし、第6号に掲げる担保の価値は、時価の100分の70とする。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) 銀行等の金融機関の保証

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証

(6) 公社、公団、公庫債証券及び政府保証証券並びに割引金融債利付金融債の証券

2 前項第6号に掲げる担保を納付した場合は、時価低落により担保額に満たなくなったときは、追加担保を徴収する。

**第96条** 歳入歳出外現金の受け入れ及び払出しの手続については、別に定めるもののほか、収入及び支出の例による。

(略)

